

## TOICA ご利用案内

2026年4月1日

### 障がい者用 TOICA

●障がい者用 TOICA は、TOICA 利用エリア内の鉄道を割引適用の運賃でご乗車いただける TOICA です。

●本人用・介護者用の2枚1組でお買い求め・ご利用いただけます。

#### 本人用



#### 介護者用



●第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者の大人のお客様がご利用いただけます。

●記名人本人のみ、ご利用いただけます。

●おひとり様、1枚のみの発行となります。

●本人用単独ではご利用いただけません。

●本人用の記名人の乗車を介護する場合に限り、介護するお客様が、ご利用いただけます。

●その他の目的でのご利用や介護者用単独でのご利用はできません。

●本人用1枚につき1枚のみの発行となります。

●介護するお客様であれば、どなたでもご利用いただけます。

### 購入方法等

#### 発売箇所

●中岡崎駅、北岡崎駅、三河豊田駅、新豊田駅、八草駅、瀬戸口駅、瀬戸市駅の定期券売り場にて発売いたします。

※券売機での発売はございません。

#### 発売対象

●第1種身体障害者、第1種知的障害者または第1種精神障害者の大人のお客様と、その方を介護する任意の1名のお客様。

※第2種身体障害者、第2種知的障害者または第2種精神障害者のお客様および小児のお客様はサービス対象外です。

#### 発売金額

●本人用・介護者用それぞれ2,000円  
(チャージ1,500円、デポジット(預り金)500円)

#### 必要書類

障がい者用 TOICA の新規購入、お手持ちの TOICA からの変更、有効期間の更新の際には、本サービスの対象であることを確認するため、次の書類の提示・提出が必要となります。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の呈示

※身体障害者手帳、療育手帳は、障害者手帳アプリ「ミライロID」による代用も可能です。「ミライロID」は、マイナポータルとの連携が完了したものに限りです。精神障害者保健福祉手帳は、「ミライロID」で代用できません。(2026年4月1日現在)

※障害者手帳のコピー等ではなく、原本をお持ちください。

(2) 「障がい者用 TOICA 乗車券申込書」

※申込書は発売箇所にて配布しています。

#### お手持ちの TOICA からの変更

●お手持ちの以下 TOICA および TOICA 定期券を「障がい者用 TOICA (本人用または介護者用)」に変更できます。

- ・無記名 TOICA
  - ・記名式 TOICA
  - ・身体障害者割引、知的障害者割引または精神障害者割引を適用した TOICA 定期券
- ※記名式 TOICA および TOICA 定期券は、手続きされる方の名義のものに限りです。
- ※有効期限切れの TOICA 定期券は、記名式 TOICA と同様にお取り扱いいたします。

#### 代理人による購入

- 障がい者本人がお手持ちの障害者手帳をご持参いただき、代理人の方がお買い求めいただくことも可能です。
- ※障害者手帳のコピー等ではなく、原本をお持ちください。
- ※代理人の方の公的証明書等(運転免許証、マイナンバーカード(「通知カード」は不可)、パスポート等)をご提示ください。

#### 定期券

- 障がい者用 TOICA は、障害者割引を適用した TOICA 定期券としてもご利用いただけます。
- 定期券区間外をご乗車される場合も、割引運賃でご乗車いただけます。
- 連絡定期券は JR 東海との連絡定期券のみ発売します。
- ※障がい者用 TOICA は、他エリアをまたがる IC 定期券および新幹線 IC 定期券としてはご利用できません。

#### 有効期間とその更新について

- 障がい者用 TOICA の有効期間は発売日またはその更新日から1年間です。有効期限は券面に印字されます。
- ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、1年以内に手帳の有効期限を迎える場合、手帳の有効期限をもって「障がい者用 TOICA」の有効期間は満了するものとします。
- ※手帳の有効期限を超える期間での定期券もお買い求めいただけます。その際の「障がい者用 TOICA」の有効期間は、定期券の有効期限までとしますが、鉄道乗車の際は、その時点で有効な手帳の携行が必要です。
- 有効期間以降は、障がい者用 TOICA はご利用いただけません。
- 有効期間の更新は、本人用・介護者用の2枚1組で同時に「発売箇所」にて承ります。一方のカードのみの有効期間の更新はできません。
- ※定期券としてもご利用される場合、券面には定期券の有効期限が印字されます。
- ※定期券の新規・継続発売時に、障がい者用 TOICA の有効期間更新を行うため、定期券有効期間中は障がい者用 TOICA も有効です。
- ※定期券としてのご利用を終了した場合は、「発売箇所」で障がい者用 TOICA の有効期限の印字を受けてください。

#### ご利用方法

- 自動改札機に本人用と介護者用のカードをそれぞれタッチしてご利用ください。降車駅にて、割引適用の運賃を各カードの残額から引き去ります。カードにはあらかじめチャージをしてご利用ください。
- 本人用・介護者用単独でのご利用はできません。
- ※ご利用の際は、障害者手帳など(原本)の携行をお願いします。
- ※自動改札機のご利用が困難な場合、本人・介護者の方から駅係員にお声掛けください。

#### サービスエリア

- 障がい者用 TOICA は、TOICA エリアでご利用いただけます。
- ※交通系 IC カード全国相互利用事業者の運営する鉄道・バス等では、障がい者用 TOICA は原則、ご利用いただけません。これらの鉄道・バス等における割引制度やご乗車方法については、それぞれの事業者の Web ページ等でご確認ください。
- ※他の事業者が発行する、TOICA 以外の障害者割引が適用される交通系 IC カードは、TOICA 利用エリア内の鉄道乗車にはご利用いただけません。

#### その他のご案内・注意事項

- カードを紛失された場合や故障が生じた場合などには、再発行いたします。
- ※再発行の際には、「発売箇所」にお申し出ください。
- 紛失・故障時であっても、同じ名義で新たにお求めいただくことは原則できません。
- 適切なご利用方法についてご案内などを行うため、ご利用状況の確認を実施します。
- 100km を超えるご乗車であっても、障がい者用 TOICA を単独でご利用いただくことはできません。

### ！ 注意 ！

介護者を伴わない単独でのご利用など、障がい者用 TOICA を正しくご利用いただけていないと考えられる場合、ご案内のため、当該障がい者用 TOICA のご利用を停止させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。